

印鑑登録申請書・印鑑登録証明書交付申請書
印鑑登録廃止届・印鑑票記載事項変更届

合鑑番号

(宛先) 福岡市 区長

申請内容	<input type="checkbox"/> 印鑑登録・変更 <input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書交付申請 (登録・変更の場合のみ)
	<input type="checkbox"/> 印鑑登録廃止 (印鑑登録証を添付できない理由 <input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> 盗難 <input type="checkbox"/> その他:)
	<input type="checkbox"/> 印鑑票記載事項変更 (変更事項:)

申請をされる方の住所氏名などを記入してください。

令和 年 月 日

住所 福岡市 区 丁目 番地 号	印鑑 (登録・変更の場合のみ)
(電話番号:)	
フリガナ 氏名	生年月日 明治 昭和 大正 平成 年 月 日

あなたが代理人の場合は下にあなたの住所氏名を記入して、委任の旨を証する書面を添付してください。

住所	フリガナ 氏名
----	------------

印鑑登録証明書交付申請

※即日登録できる方に限ります。
即日登録できる方については
裏面をご覧ください。

印鑑登録証明書 (必要な場合のみ) 通

申請書受付	受付確認
廃止/照会書入力	廃止/照会書照合
照会書発送	回答書受付
登録証作成	印鑑票入力
印鑑票照合	作成
	交付

職員記載欄

確認方法	旧印鑑登録証番号	
身分証明書等の発行年月日	身分証明書等の発行者	身分証明書等の発行番号
身分証明書等の有効期限		
照会番号	回答年月日 令和 年 月 日	印鑑登録証番号
	回答期限 令和 年 月 日	

印鑑証明	無料 有料	通 通	円
------	----------	--------	---

手数料条例第 条 号 施行規則第 条 号 該当

印鑑登録について（主な注意事項）

登録できる人

- ・申請する区に住民登録している満15歳以上の人。 ※成年被後見人及び意思能力がない方は登録できません。

本人が窓口においでください。

- ・登録申請は本人が窓口にお越しください。
ただし、本人が病気や出張などで窓口に来られない場合は、代理人により申請ができます。
この場合来られない理由を記した委任状が必要です。
なお、本人宛に文書で照会しますので**即日登録はできません**。

本人確認の方法

- ・本人確認は、照会書を簡易書留（転送不要）で郵送して行います。**登録できるのはその照会書を持参されたときになります。**

◎ただし、本人が窓口にお越しになり、次の方法により本人確認ができたときは即日登録できます。

官公署が発行した、貼りかえ防止処理された写真付きで有効期限内の身分証明書を、本人が提示した場合（例 個人番号カード、運転免許証、パスポート、在留カード、特別永住者証明書等）

登録できる印鑑

- ・登録できる印鑑は1人1個です。他の方と同じ印影では登録できません。
- ・印鑑の文字は住民票に記載された氏名・氏・名の文字で表したものに限りです。
- ・大きさの制限があります。
- ・文字や枠が欠けたり、ま滅したもの及びゴム印など印材として不適当なものは登録できません。
- ・その他、印鑑や印影によっては登録できないものがあります。

※詳細は窓口でお尋ねください。